



医療法人十字会 奨学金制度のご案内

～看護師を目指すみなさんへ～



医療法人十字会 野島病院 総務課人事係

2020年2月作成

医療法人十字会 奨学金制度のご案内について

本紙では、医療法人十字会の奨学金制度のご紹介をしています。

内容をよくご確認いただき、ご家族の方とよくご相談の上、奨学金制度のお申込・ご利用をいただきますようお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせ窓口までお尋ねください。

(お問い合わせ窓口は、6 ページ目に記載しています)

目次

| | | |
|----------------------|-------|----|
| 1. 医療法人十字会 奨学金制度について | | 2 |
| 2. 奨学金の申請と審査について | | 3 |
| 3. 奨学金貸与中のことについて | | 4 |
| 4. 奨学金の貸与終了後について | | 5 |
| 5. 公的奨学金返還助成について | | 6 |
| (お問い合わせ窓口 | | 6) |

1. 医療法人十字会 奨学金制度について

○奨学金制度とは…

看護師になるためには看護師養成校へ通いますが、入学金や授業料をはじめ、さまざまな費用が掛かってきます。その費用は、保護者からの援助や学生自身のアルバイトなどによりまかなっていく必要があります。

そういった経済的な負担軽減のために、国や地方自治体、民間団体など様々な分野において奨学金制度が設けられています。

医療法人十字会においても、将来を担う看護学生に対し、当法人での就業を希望する学生の学業を支えるために奨学金制度を設けています。

○貸し付けの対象者

- ・ 養成校に入学が決定している方、もしくは養成校にすでに在学している方
- ・ 養成校を卒業後に看護師免許を取得し、当法人への勤務を希望する方

※入学時、学年はじめ、学年途中のいずれの時期でも申請をすることができます。

○貸し付けの金額

正看護師養成校：月額5万円を無利子で貸与します。

准看護師養成校：月額3万円を無利子で貸与します。

○貸し付けを受けることができる期間

貸し付けを開始した月から、養成校を卒業する月までの間です。

※申込の月から支給対象となります。遡っての支給はできません。

※貸付期間の上限は、養成校の修業期間です。

2. 奨学金の申請と審査について

○奨学金の申請方法

奨学金の申請を希望される方は、野島病院 総務課 担当者までご連絡ください。

申請に必要な書類をお渡しします。

(申請に必要な書類)

- ・奨学金借用願
- ・保証人調書
- ・在学証明書、もしくは合格通知書
- ・履歴書
- ・その他指定する書類

○連帯保証人について

申請には2名の連帯保証人が必要です。

(連帯保証人の条件)

- ・独立の生計を営む成年者で、奨学金の返還に連帯保証人としての責任を負い得る方
- ・随時本人と連絡できる方

○審査について

書類審査と面接を行い、貸与の可否を通知します。

3. 奨学金貸与中のことについて

○奨学金の支給日

奨学金は、貸与期間中毎月貸与します。

支給日は毎月末です。(当日が土曜・休日にあたる場合は、その前日に支給します)

○奨学生の義務

▼当法人以外の奨学金を受ける場合は、事前に報告してください。

▼当法人から就学の状況等の報告求められた場合は、これに応じてください。

▼提出した書類のうち、重要な事項に変更があったときは速やかに報告してください。

(例)

*住所、氏名、連絡先、奨学金振込口座などに変更があったとき

*当該保証人が債務を履行できなくなったとき

※新たに連帯保証人を定めて、速やかに変更を届け出てください。

*養成校を休学、復学、退学されたとき 等

○奨学金の貸与の取り消しおよび停止について

以下に該当するとき、貸与の決定が取り消しとなります。

- ・退学の処分を受けるなど、養成校などの学籍を失ったとき
- ・負傷、傷病または死亡などの理由により修学が困難となり、卒業の見込みがなくなったとき
- ・その他、奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

奨学金の貸与を取り消しとなった方は、すでに貸与を受けた奨学金の返還が必要です。

(次ページ「○返還」に記載)

休学など長期欠席される場合は、当該事由の生じた日の翌月から復学した日の月まで奨学金の貸与を停止します。

奨学金の貸与の取り消しおよび停止事由に当てはまるときは、必ず報告をしてください。

4. 奨学金の貸与終了後について

○返還

奨学金の貸与を受けている方が、以下に該当する場合、その事由の生じた日から30日以内に、すでに貸与を受けた奨学金の金額を一括して返還しなければなりません。

- 貸与が取り消されたとき
- 養成学校などを卒業した後、当法人に勤務しなかったとき
- その他正当な理由なく、貸与の条件に反したとき

ただし、やむを得ないと認められる場合は、返済期間を延長することがあります。

○返還の猶予

以下に該当する期間は返還を猶予します。

- 養成校を卒業した後、免許を取得して当法人の職員として勤務する期間
 - 養成校を卒業した直後から、免許取得までの間、当法人の職員として勤務する期間
- ※免許取得までの猶予期間は、卒業後より2年間です。

○奨学金返還の免除

▼免許を取得し当法人の職員として勤務した期間が、奨学金の貸与期間を超えた場合は、奨学金の返済を全額免除します。

※ただし、在職期間中に休職あるいは欠勤があった場合、その期間については返済免除期間に算入されません。

▼在職期間中に、業務上の事由によって死亡または傷病し、業務を続けられなくなったときは、全額又は一部免除します。

5. 公的奨学金返還助成について

○公的奨学金返還助成とは…

当法人に就職し、また引き続き勤務をする意志を持つ方で、国や地方自治体等の奨学金返済が必要となった場合、その奨学金の返済額を当法人が貸与する制度です。

※当法人の奨学金を受けている方は対象外です。

※返還の猶予期間、返還免除規定を設けています。

医療法人十字会 奨学金制度の説明は以上です。

少しでも制度についてご理解いただけますと幸いです。

ご質問のある方やもっと詳しく知りたい方、また申込について相談したい方は、

お問い合わせ窓口までご連絡ください。関係書類を配布いたします。

【お問い合わせ窓口】

医療法人十字会 野島病院 総務課人事係
〒682-0863 鳥取県倉吉市瀬崎町 2714-1
TEL：(0858) 22-6231 (代表)
FAX：(0858) 22-6843
E-mail：kyujin@nojima-hospital.or.jp